

# 岐阜市子ども・若者総合支援センター電気需給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 岐阜市子ども・若者総合支援センターで使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市明德町11番地
- (3) 供給建物 岐阜市子ども・若者総合支援センター
- (4) 業種及び用途 官公庁（事務所等）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等
  - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
  - イ 標準電圧 6, 600V
  - ウ 標準周波数 60Hz
  - エ 非常用自家発電設備 35kVA 系統連系なし
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
  - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間  
令和2年3月の定例検針日から令和3年3月の定例検針日まで
- (4) 電力計及び検針方法
  - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
  - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
- (5) 需給地点  
岐阜市子ども・若者総合支援センターの構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

## 3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
  - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
  - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
  - ウ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
  - エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
  - オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
  - カ 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。  
平均力率は、単位を%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）。  
平均力率＝有効電力量／ $\sqrt{\{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2\}} \times 100\%$
  - キ 燃料費調整単価は、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者が適用する単価とする。
  - ク 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣が設定した単価とする。

(2) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。したがって、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(3) 毎月の請求書等は岐阜市子ども未来部子ども・若者総合支援センターへ送付すること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

## 予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)	
		その他季	夏季
令和2年	3月	14,000	
令和2年	4月	12,000	
令和2年	5月	11,000	
令和2年	6月	13,000	
令和2年	7月		13,000
令和2年	8月		13,000
令和2年	9月		13,000
令和2年	10月	11,000	
令和2年	11月	12,000	
令和2年	12月	15,000	
令和3年	1月	15,000	
令和3年	2月	15,000	
合計		157,000	

※ 予定契約電力は、83kW とする。(実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。